

平成28年1月27日
法務省入国管理局

「入国管理業務の民間委託の拡充について」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

1 バイオカートの設置空港について

現在当省が推進しているバイオカートについては、定期便の就航する全ての空港において導入することを目指している。

2 入国審査手続におけるバイオカートとは別の民間委託拡充について

バイオカートは、従前、入国審査ブースで行っていた手続のうち個人識別情報（指紋、顔写真）の提供部分を切り分けて審査待ち時間を活用して前倒しして実施することとし、その際に必要となる補助業務を民間委託するものである。これは、出入国審査手続の中から公権力行使に当たらない部分を最大限切り分けて民間委託を行うものであり、かつ、この導入によって、入国審査に要する時間の最大3割の短縮が見込まれる。

したがって、バイオカートの導入は、公権力行使に当たらない業務の民間委託拡充というWGからの要請にも沿う画期的な取組であると考えている。

入国審査手続において、これ以上の部分について民間委託を行うことは、国家の公権力行使そのものに踏み込むことになるほか、国家公務員ではない民間企業がテロ対策に関連する機微な情報に触れることとなる。

とりわけ、昨今の情勢に対応した政府としてのテロ対策に係る取組の中でも、入国管理局が行う水際対策は極めて重要な施策と位置付けられており、昨年の通常国会における安倍総理大臣の施政方針演説においても、日本人の安全確保のための施策の例示として唯一挙げられたのが水際対策の強化である。また、関係機関等から提供される機微な情報に民間企業が触れることについて情報提供元の理解が得られず、情報の入手が困難となれば、テロ対策関係機関間の円滑な情報共有を妨げるおそれを生じさせるのみならず、我が国の治安維持能力の低下につながりかねないものであり、水際対策を始めとした治安を預かる法務省の立場からは是認できるものではない。

以上から、現時点においては、バイオカートの導入に伴う補助業務のほかに、出入国審査業務に関して民間委託を可能とする具体的制度として想定できるものは見当たらない。

3 入国審査に係る事務手続について

空海港の入国審査において入国審査官が行っている事務手続及び情報の流れ等の詳細を示すことは、不正な入国を防止する観点から差し控えさせていただきたいが、主な手続の流れは以下のとおりである。

- ・ 旅券，EDカードの提出
- ・ 個人識別情報（指紋，顔写真）の提供
- ・ 入国審査官によるインタビュー
- ・ 許可証印，旅券の返却

※ 下線部分の個人識別情報の取得手続がバイオカードにより対応可能な部分である。

※ 下線部分以外の手続においては，公権力の行使に直結する部分及びテロ対策に関連する機微な情報に触れる部分と一体的に行っているため，民間委託できる部分は想定されない。

※ 機微な情報は，旅券情報及び個人識別情報との照合結果のほか，個人の審査手続とは別に，審査ブースに入る入国審査官の全てが触れる可能性がある。

以上